

行橋市公共施設太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

行橋市（以下「市」という。）は、令和6年3月27日に宣言した「ゼロカーボンシティ 行橋」の達成に向け、使用するエネルギーの脱炭素化を進めるため、PPA方式により公共施設に太陽光発電設備を設置し市へ電力を供給する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により実施することとし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

行橋市公共施設太陽光発電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「行橋市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザル業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に記載の要件をみたしているものであること。

(3) 対象施設

行橋市営火葬場やすらぎ苑（詳細は別紙仕様書のとおり）

(4) 履行期間

別紙「仕様書」のとおり

(5) 補助対象経費

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に記載の経費とする。

なお、当該事業費に係る消費税及び仕入れ控除税額を除く。

(6) 補助金額

補助対象経費の2/3以内の額とし、上限額を10,433千円とする。

3 公募スケジュール

公募スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、スケジュールは予定であり、変更する場合がある。その場合は事前に連絡を行う。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 公募開始の公告 | 令和7年7月14日（月） |
| (2) 施設見学申込期間 | 令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）まで
※開庁日8時30分から17時00分まで |
| (3) 施設見学期間 | 令和7年7月15日（火）から令和7年7月23日（水）まで
※申込後、施設と調整し市が日時を指定 |
| (4) 資料閲覧申込期間 | 令和7年7月14日（月）から令和7年7月22日（火）まで |

	※開庁日 8 時 30 分から 16 時 00 分まで
(5) 資料閲覧期間	令和 7 年 7 月 1 5 日 (火) から令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) まで ※開庁日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
(6) 質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) まで
(7) 質問に対する回答	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月)
(8) プロポーザル参加申込	令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) 17 時 00 分まで
(9) 一次審査結果通知	令和 7 年 7 月 3 1 日 (木)
(10) 企画提案書の提出	令和 7 年 8 月 1 3 日 (水) 17 時 00 分まで
(11) プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 2 1 日 (木)
(12) 選定結果通知	令和 7 年 8 月下旬 (予定)
(13) 協定書締結	令和 7 年 9 月中旬 (予定)

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないものであること。
- (5) 行橋市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 行橋市暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 17 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号若しくは同条第 2 号該当しない者であること。
- (7) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体であること。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 代表事業者を決定し、本事業に係る一切の手続きは代表事業者が行うこと。
 - ・ 構成事業者が単独企業として参加表明していない及び他の共同企業体の構成事業者として重複していないこと。
 - ・ 構成事業者のすべてが(1)から(6)までの要件を満たしていること。
- (9) 事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

- (10) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年間に於いてオンサイトPPA事業の実績を有するものであること（共同企業体の場合は、代表事業者の実績）。
- (11) 脱炭素先行地域の提案者及び共同提案者として、実績を有するものであること（共同企業体の場合は、代表事業者の実績）。

5 施設見学

施設の現地確認を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。なお、施設の業務上、確認できる時間または場所が限られる場合があるため、施設見学の日時は市で指定する。

申込期限 令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）まで

※開庁日の8時30分から17時00分まで

申込先 「16 担当部署」に同じ

申込方法 現地確認申込書（様式第7号）を電子メールで提出すること

見学実施日 令和7年7月15日（火）から令和7年7月23日（水）まで

※上記期間の希望日から市が調整し、期日を指定するものとする。

※施設見学の時間帯は原則9時00分から12時00分までとする。

1 事業者あたり最大参加人数 5名

6 資料提供

次の資料を提供するものとする。①及び②は市ホームページでデータを公開し、③から⑥については、「7 資料の閲覧」の記載に従って閲覧をすること。

①電力使用量（当該施設の30分間値）

②電気料金明細書（1年分）

③建物図面（平面図、立面図）

④電気図面

⑤地質調査資料

⑥構造計算書類

7 資料の閲覧

資料（建物図面、電気図面、地質調査資料、構造計算書類）の閲覧については、次のとおりとする。

(1) 閲覧場所、期間

場 所 行橋市役所2階 環境水道部 環境課
（行橋市中央一丁目1番1号）

期 間 令和7年7月15日（火）から令和7年7月23日（水）まで

※開庁日8時30分から17時00分まで

(2) 閲覧の手続について

閲覧希望日の前日（閉庁日の場合は前開庁日）16時00分までに、電話により、法人名、希望日、希望時間（午前、午後、1日）を担当部署に連絡し、閲覧の予約をすること。1企業につき最大で2日間（午前、午後のみでも1日と数えます。）予約できることとする。なお、予約は先着順とし、事前に予約がない場合は、閲覧はできないものとする。

(3) 資料の複写等について

資料を庁舎外へ持ち出しての複製はできない。ただし、庁舎内の有料コピー機を利用する場合は認めるが、必ず「16 担当部署」の許可を得ること。

なお、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影及び写真撮影も可能とする。

8 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式第1号）を提出するものとする。

(1) 質問受付

受付期間 令和7年7月14日（月）から令和7年7月23日（水）17時00分まで

提出方法 質問書（様式第1号）を電子メールで提出すること。

※件名は「行橋市公共施設太陽光発電設備等導入事業に関する質問」とすること。

提出先 「16 担当部署」に記載のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和7年7月28日（月）に質問に対する回答を市ホームページに掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。

9 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第2号）

② 事業者概要書（様式第3号）

③ 直近の貸借対照表及び損益計算書

④ 登記事項証明書

⑤ 誓約書（様式第4号）

⑥ 直近の納税証明各1部

国税（法人税、消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書の写し（未納のないことが確認できるもの）

⑦ 資格者届（様式第5号）

一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写しを添付すること。

⑧ 類似事業実績（様式第6号）

⑨ 共同企業体の場合は、②から⑥までの書類を構成事業者すべてについて提出すること。

(2) 提出期限等

提出期限 令和7年7月29日（火）17時00分まで

提出先 「16 担当部署」に同じ

提出方法 持参または郵送（簡易書留など配達完了の確認ができる方法による）とする。

※ 持参の場合は、行橋市役所の開庁日 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とする。

※ 郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(3) 参加資格の確認等

参加申込をした者に対し参加資格の確認を行い、令和 7 年 7 月 31 日（木）に書面にて結果を通知する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成し、提出すること。

また、本事業は国交付金を活用する事業であるため、交付対象要件等を考慮した提案とすること。

- ① 企画提案書（様式第 8 号）
- ② 企画提案内容（自由様式）
- ③ PPA 単価見積書（様式第 9 号）

(2) 提出期限等

提出期限 令和 7 年 8 月 13 日（水）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールのいずれかの方法でも可能とする。

ア 持参又は郵送の場合 正本 1 部、副本 9 部 計 10 部を提出するものとする。

※一式を製本し、正本 1 部のみに社名等の記載及び押印を行い、副本 9 部については、審査の際に提出者が特定できない状態（黒塗り等）で提出するものとする。

イ 電子メールの場合 社名等が記載及び押印されたデータ（正本）及び審査の際に提出者が特定できない状態（黒塗り等）のデータ（副本）を提出するものとする。なお、電子メールで提出する場合は、送信後、「16 担当部署」に連絡し受信確認を行うこととする。

11 企画提案書の内容

別紙「仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った企画提案を作成すること。

[提案内容]

○事業実施内容

- ① 実施方針
 - ・提案の基本方針、概要に関すること
- ② 導入設備の内容
 - ・システム構成図、太陽光発電設備の設置仕様、想定設備容量に関すること
- ③ 二酸化炭素排出量の削減効果

- ・施設における1年間の二酸化炭素排出量を算出すること
- ④ 停電時利用の内容
 - ・災害等による停電時の設備活用に関すること
 - ・平常時と停電時の電気の流れを図示すること
- ⑤ P P A単価（概算単価）
 - ・P P A単価の算出根拠を示すこと
 - ・P P A単価は税抜価格とすること
- ⑥ その他の独自提案
 - ・二酸化炭素排出量の削減や電気料金の低減に寄与する等独自提案があれば提案すること

○事業実施体制

- ① 工事遂行能力
 - ・事業実施体制を図示すること
 - ・施工スケジュールを示すこと
 - ・工事期間の周辺や施設利用者への対策（騒音・振動防止対策、安全対策等）に関すること
- ② 業務遂行能力
 - ・運転期間の維持管理やメンテナンス等の計画や実施体制に関すること
- ③ 事業実施中のリスク対応
 - ・故障、緊急時の対応体制図を図示すること
- ④ 事業継続性についての保証
 - ・事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の補償内容、適用範囲等）に関すること

[企画提案書作成における注意事項]

- ① 提案は、考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡潔に記述すること。
- ② 表紙及び目次を付し、以降のページ下の中央にページ番号を印字すること。表紙及び目次を除いて20ページ以内（A4片面を1ページとする）にまとめること。
- ③ A4版のファイルに綴じること。A3版の大きさのものは、A4版に折って綴じ込むこと。
なお、使用する用紙の縦横は問わない。（A3使用の場合、片面1枚あたり2ページで換算する）
- ④ 企画提案書に記載する提案者名は、プレゼンテーションの詳細通知と合わせて別途参加者に通知するプロポーザル用の名称を使用すること。
- ⑤ 企画提案書に使用する言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ⑥ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ⑦ 評価基準に沿った順番で企画提案書の内容を作成すること。

12 企画提案の審査

企画提案は、行橋市公共施設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査

委員会」という。)において、参加資格を有する者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査を行う。

(1) 審査に係る基本的な考え方

- ① 審査は、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の合計（以下「総合評価点」という。）を1,000点満点とし、合計点数が最も高かった優先交渉権者及び次点者を特定する。
- ② 参加資格を有する者の申込が4者以上の場合、一次審査の点数の高い順に3者選定する。
なお、一次審査の点数が同点の場合は、類似する事業実績数の多い方を優先する。
- ③ 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、PPA単価がより安価な提案者を優先とし、その項目も同点の場合は、導入設備容量がより大きい提案者を優先することにより優先交渉権者及び次点者を決定する。
- ④ 総合評価点が600点以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ⑤ 提案者が1者であっても審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 日時 令和7年8月21日（木） ※確定後、別途連絡する。
- ② 会場 行橋市役所 5階 第2委員会室（予定） ※確定後、別途連絡する。
- ③ 審査時間 1提案者あたりプレゼンテーション20分以内、質疑15分
- ④ 出席者 1提案者あたり3名以内とする。本事業を実施する際に主として担当する者が行うこと。
- ⑤ その他 プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案及び資料は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合も含む）。
なお、当日は市がスクリーン及びプロジェクター（HDMI入力端子）を用意し、必要に応じて提案者はパソコン及び接続ケーブル等を用意すること。準備の際に社名等が発覚しないよう留意すること。

(3) 評価基準

<評価基準>

○一次審査（配点100点）

評価項目		評価の視点	配点
1 実績	会社概要	・ 財務状況や企業運営に問題がないか	100
	類似実績	・ 過去に類似する事業実績があるか ・ 国交付金を活用した実績はあるか	
合計			100

○二次審査（配点 900 点）

評価項目		評価の視点	配点
2 事業実施内容	実施方針	・ 事業目的を適切に理解しているか	450
	導入設備の内容	・ 技術提案の内容に具体性、妥当性はあるか ・ 設備容量に関する提案は具体的か	
	二酸化炭素排出量の削減効果	・ 排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	
	停電時利用の内容	・ 災害等により発生する停電に対し、実用性の高い提案がされているか	
	PPA 料金（概算単価）	・ PPA 料金単価の算出方法は妥当か ・ PPA 料金単価は妥当か	
	その他独自提案	・ 温室効果ガスの削減効果や市域への波及効果が見込めるか	
3 事業実施体制	工事遂行能力	・ 事業実施に適した体制であるか ・ 無理のない施工等スケジュールとなっているか ・ 施設及びその周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か	420
	業務遂行能力	・ 設備の安定的な運転のためのメンテナンス計画となっているか ・ 維持、管理等の実施に適した体制であるか	
	事業実施中のリスク対応	・ 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	
	事業継続性についての保証	・ 事業継続を保証できる提案となっているか ・ 保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	
4 プレゼンテーション	提案力	・ プレゼンテーションがわかりやすく、質疑に対する応答が明確、かつ迅速であるか	30
合計			900

(4) プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第 10 号）を令和 7 年 8 月 19 日（火）までに提出すること。提出方法は、郵送及び電子メールでも可能とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により通知するものとし、審査内容及び結果についての質問や異議申立等は受け付けない。また、優先交渉権者を市ホームページに公表する。

13 優先交渉権者選定後の手続き

選定した優先交渉権者と市は、企画提案書に基づき仕様書について協議し、令和7年8月下旬を目途に協定書を締結する。安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、プロポーザル後に失格要件に該当することとなった場合は、プロポーザル審査において次点者とされた者と交渉する場合がある。

14 失格要件

次のいずれかに該当すると判明した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出期限までに企画提案書等が提出されなかったとき
- (3) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 提案者が、本プロポーザルに関して個別に委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- (5) 企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (6) プレゼンテーションを欠席、又は指定の開始時間に遅れたとき
- (7) その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

15 その他留意事項

- (1) 企画提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、本市が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書及び添付書類の複製の作成及び内容を無断・無償で利用できるものとする。
- (2) 本件プロポーザルに関して、行橋市情報公開条例（平成11年12月22日行橋市条例第14号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 本件プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、市と契約候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある
- (6) 契約候補者となった後で協議が不調に終わり、または契約候補者が失格要件の事項に該当し、契約締結に至らなかった場合、市は一切の賠償責任を負わないものとする。
- (7) 市が提供する資料等は、本事業の参加に係る検討及び実施以外の目的で使用することはできない。
- (8) 企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。

- (9) 企画提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- (10) 応募申込受付後、共同事業体の構成事業者の変更及び追加は、原則として認めない。

16 担当部署

〒824-8601

行橋市中央一丁目 1 番 1 号

行橋市環境水道部環境課環境係【担当：竹田・吉元】

TEL：0930-25-1111（内線 1256）

FAX：0930-25-1685

E-mail：kankyou@city.yukuhashi.lg.jp

月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分まで（土・日・祝日及び年末年始を除く）